

学校法人立命館 校務出張用 包括契約海外旅行保険のご案内

2024年度版

国外出張者各位

2005年10月1日から摘要
学校法人立命館 人事部

業務に関する国外出張中の傷害保険の加入について

「立命館国外出張規程」による国外出張者は、出張期間中において法人の負担により旅行傷害保険に加入します。

同規程第6条3項により死亡保険金の受取人は法人となります。ただし、法人は対策に要した実費を差し引き、残り全額を法定相続人に支給するものとします。

以上

この保険契約は、学校法人立命館をご契約者とし、学校法人立命館における国外出張規程による国外出張者全員を保険の対象となる方とする海外旅行保険包括契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者である学校法人立命館が有します。

(包括契約特約期間：2024年4月1日～2025年3月31日)

取扱代理店 (手続き書類提出窓口)	株式会社クレオヒューマン E-mail: creohuman@creotech.co.jp 本社 内線：590-6963, 6965, 6966 内線 FAX：590-6969 TEL：075-463-9178 FAX：075-463-9179 APU 内線：531-2879 内線 FAX：531-2829 TEL：0977-78-1160 FAX：0977-78-1182
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社

手続き書類（加入依頼書・被保険者同意確認書）の記入方法

学校法人立命館 校務出張用包括海外旅行保険加入依頼書

部門 6桁	名称
業務 9桁	名称
業務明細 13桁	名称
予算項目 15桁	名称
科目 7桁	名称
予算単位 責任者	(印)

保険料を支払う予算科目コード・名称等をご記入ください。
予算単位責任者の記名、捺印もお願いします。

1. 出張者についてご記入ください

ローマ字氏名 (パスポートに記載のローマ字(大文字)氏名をご記入ください。 <姓のローマ字表記> <名のローマ字表記>)

性別 男 女 生年月日 西暦 年 月 日

住所 〒 TEL: ()

氏名は、パスポート表記(ローマ字)で、姓→名の順にご記入ください。

2. 保険期間についてご記入ください

主たる出張先	アジア	中近東	ハワイ	グアム サイパン	北米	中南米	ヨーロッパ	オセアニア	海外から 日本	その他
出張目的	商用		その他							
保険期間	保険始期日 20 年 月 日				保険終期日 20 年 月 日					

出張先や、保険期間(自宅出発日～自宅到着日)をご記入ください。

3. 以下の質問にお答えください

他の保険契約等(同時に申し込む契約を含みます。)がありますか?
「他の保険契約等」とはこの保険契約以外にご契約されている。この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。

なし あり

海外旅行中に従事する職業・職務がありますか?
「あり」の場合→ 内容

4. 別紙・被保険者同意確認書にご署名をお願いします

代理店記入欄

被保険者証番号	保険料
契約No.	作成日

「あり」の場合のみご記入ください。

加入依頼書に記入いただいた保険期間をご記入ください。

出張者ご自身の直筆署名をお願いします。捺印は不要です。同意日(署名日)も忘れずにご記入ください。

出張者1名につき1枚、本確認書をご提出ください。(2・3・4番目の枠は記入しないでください。)

被保険者証番号欄は記入不要です。

様式1(3) 東京海上日動火災保険株式会社 宛

被保険者同意確認書 (死亡保険金受取人指定に関する同意書 兼 被保険者による同意確認書)

1. 契約内容

保険期間 *1 *2	年 月 日から 年 月 日まで
死亡・後遺障害保険金額	万円 傷害死亡 1 億円
入院保険金日額	円 傷害後遺障害 1 億円
通院保険金日額	円 治療・救済費用 無制限 円
	円 疾病死亡 1,000 万円
	円 賠償責任 1 億円
	円 携行品損害 50 万円
	円 航空機遅延 付帯あり

【死亡保険金受取人指定する場合のみ】

企業等の災害補償規定等特約のセット有無 有 無 *4

【B2方式・B2方式のみ更新契約の同意】 有 無

法人契約特約のセット有無 有 無

【旅行保険の企業包括契約のみ】 同意の対象 有 無

死亡保険金受取人 住所 京都市 中京区 西ノ京東福尾町 8番地

氏名 (法人の場合は企業等名) 学校法人立命館 被保険者との関係 雇用主

2. 被保険者同意欄

同意日	被保険者氏名(ご署名・ご捺印) *5	明細番号【被保険者同意書・被保険者以外に署名した契約証・被保険者証番号【被保険者以外に署名した】
年 月 日		印
年 月 日		印
年 月 日		印

*5 被保険者が15歳未満の場合は、被保険者の氏名を記載のうえ、親権者・後見人等がご署名・ご捺印ください。

1. 補償内容および保険金額

補償項目	保険金額
傷害死亡	1億円
傷害後遺障害	1億円
治療・救援費用	無制限
疾病死亡	1,000万円
賠償責任	1億円
携行品損害	50万円
航空機遅延 ★1	付帯あり

★1：1回の事故について、保険の対象となる方が次の表の①から③に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

保険の対象となる方が負担した費用		お支払額
①	宿泊施設の客室料	3万円
②	交通費(*1)もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
③	食事代	5,000円

(*1)その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

※治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。また、費用の種類によっては、左表の支払限度額(「無制限」を含みます。)とは別の限度額等が設けられているものもあります。後記「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」もあわせてご確認ください。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)」をご覧ください。

※保険期間3ヶ月超のご契約には、一時帰国中担保特約が自動セットされます。

2. 保険料

保険期間	保険料	保険期間	保険料	保険期間	保険料
1日まで	5,360円	14日まで	15,870円	53日まで	37,040円
2日まで	6,500円	15日まで	16,460円	2ヶ月まで	42,840円
3日まで	7,280円	17日まで	17,190円	3ヶ月まで	57,370円
4日まで	8,070円	19日まで	18,680円	4ヶ月まで	80,150円
5日まで	8,990円	21日まで	20,080円	5ヶ月まで	102,550円
6日まで	10,110円	23日まで	21,150円	6ヶ月まで	124,650円
7日まで	11,000円	25日まで	22,200円	7ヶ月まで	147,260円
8日まで	11,710円	27日まで	23,250円	8ヶ月まで	169,740円
9日まで	12,400円	29日まで	24,240円	9ヶ月まで	192,870円
10日まで	13,080円	31日まで	25,090円	10ヶ月まで	215,610円
11日まで	13,750円	34日まで	25,750円	11ヶ月まで	237,410円
12日まで	14,430円	39日まで	28,190円	1年まで	260,240円
13日まで	15,120円	46日まで	32,240円		

*保険期間が1年超になると1日ずつ保険料が変わります。別途お問い合わせください。

*一契約あたりの保険期間は2年が最長です。出張期間が2年超の場合は別途お問い合わせください。

3. 東京海上日動海外総合サポートデスクのサービス内容

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、海外渡航中の病気やけが、盗難などの様々なトラブルの場合に、専任スタッフが各種お電話での相談に日本語で応じます。24時間、年中無休で対応します。お客様のニーズ、トラブルの種類に応じ、東京海上日動の提携先を通じて次のようなサービスをご提供します。連絡先は、「海外旅行保険あんしんガイドブック」に地域別に記載されていますので、渡航前に必ずチェックしてください。

最寄りの病院の案内・紹介
病人、ケガ人の移送手配
キャッシュレス・メディカル・サービス(*1)のご案内
救援者の渡航手続、ホテル手配のサポート
緊急医療相談サービスのご利用
ご遺体の日本への移送手配
トラベルプロテクト(*2)のご利用
保険金の請求方法に関する各種相談

※ご加入の海外旅行保険でお支払いの対象とならない費用、またはご加入の保険金額または限度額を超過する部分についてはサービスの提供はできません

(*1)キャッシュレス・メディカル・サービスとは治療費用を全額保険金でお支払いできる場合に、病院で自己負担することなく治療を受けることができるサービスです。被保険者証をお持ちの方のみご利用いただけるサービスです。

(*2)トラベルプロテクトのサービス内容

- 電話による通訳
- ホテル・航空券に関するサポート
- クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート
- パスポートを紛失・盗難された場合のサポート
- 空港とホテルの間の送迎予約・手配
- 旅行関連の安全情報の提供
- メッセージの伝達

4. こころのカウンセリングサービス（日本語のみ）

東京海上グループの東京海上日動メディカルサービスに所属する臨床心理士が、プライバシーを守りながら、お電話およびメールにて相談に応じます。

各種サービスのご利用方法、サービス内容の詳細につきましては、海外旅行保険被保険者証とともにお渡しをします「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご参照ください。

サービス内容は変更・中止となる場合があります。

5. 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます)。	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。 死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(*1) ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。	(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の4%~100% ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	
治療・救援費用保険金	◆治療費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気(*2)により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症(*3)(*4)により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合	◆治療費用部分 下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります) (注)日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。)②治療に伴い必要になった通訳人費用、交通費③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)④入院のため必要となったa国際電話料等通信費、b身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします)⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きします。)⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用	上記①~④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救援費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。) ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的見所見のないもの ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)
	◆救援費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)。②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により3日以上(*5)続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります)。③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合。④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合、等	◆救援費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族(*6)の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額。 ①捜索救助費用②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救援者3名分まで)③救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで)④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計20万円まで)⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きします。)⑥遺体処理費用(100万円まで)	
	◆治療費用部分・救援費用部分共通のご注意 お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故などについて、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa、b、の費用がお支払いの対象となり、c、はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分		

***本パンフレットにおける「海外旅行中」とは**

保険期間中(保険ご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が海外への留学の目的をもって住居を出発してから、住居に到着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

*ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合												
疾病死亡保険金	①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気(*2)により、旅行終了後 72 時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症(*3)(*9)により、旅行終了日からその日を含めて 30 日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	前記①～④、⑥に加え、たとえば ・妊娠、出産、早産、流産、またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)												
賠償責任保険金	海外旅行中の偶然的な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害(*10)を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合	損害賠償金の額 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※損害の発生又は拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払できる場合があります。 ※保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。	前記③④に加え、たとえば ・ご契約者または保険の対象となる方の故意 ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任 ・所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 ・航空機、船舶(*11)、車両(*12)、銃器(空気銃を除きます)の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・親族(*6)に対する賠償責任												
携行品損害保険金	海外旅行中に携行品(*13)が盗難・破損・火災などの偶然的な事故にあつて損害を受けた場合 ●保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額(*15)。 ※乗車券等は合計で5万円を限度とします。 ※旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 ※お支払いする保険金は保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 ※スーツケース修理サービスをご利用いただくことで保険金のお支払にかえることができる場合があります。サービスの詳細内容については「海外旅行保険あんしんガイドブック」をご確認ください。	前記①～④に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い。 ・携行品の置き忘れまたは紛失(*18) ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押さえ、破壊等の公権力の行使(火災消防、避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。)												
航空機遅延保険金(*19)	①出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合 ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合 ・宿泊施設の客室料 ・交通費(*20) ・渡航先での各種サービス取消料 ・食事代	1回の事故について、保険の対象となる方が下記 a から c に該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保険の対象となる方が負担した費用</th> <th>お支払い額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>宿泊施設の客室料</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>交通費(*21)もしくは渡航先での各種サービス取消料</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>食事代</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。 ●保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	保険の対象となる方が負担した費用		お支払い額	a	宿泊施設の客室料	3万円	b	交通費(*21)もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円	c	食事代	5,000円	前記①～④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波
保険の対象となる方が負担した費用		お支払い額													
a	宿泊施設の客室料	3万円													
b	交通費(*21)もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円													
c	食事代	5,000円													

- (*) 1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
- (*) 2 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りま
- (*) 3 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・または四類感染症をいいます。
- (*) 4 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。
- (*) 5 午前0時をまたぐ場合は2日と数えます。
- (*) 6 6親等内の血族、配偶者(*7)または3親等内の姻族をいいます。
- (*) 7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りま。婚姻とは異なります。)。①婚姻意思(*8)を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- (*) 8 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

- (* 9) 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。
- (*10) 次に掲げる損害を含みます。
 - ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます）に与えた損害
 - ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。
 - ・レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品・生活用品に与えた損害
- (*11) ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
- (*12) レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。
- (*13) 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前に、その旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品(*14)をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のためだけに使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内）にある間および別送品は含まれません。
- (*14) この旅行の有無に関わらず業務の目的で借りているものを除きます。
- (*15) 損害が生じた携行品の時価額(*16)をいいます。修繕可能な場合は修繕費と時価額(*16)のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用（現地に負担した場合に限ります。交通費、宿泊施設の客室料も含みます）、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。
- (*16) 再取得価額(*17)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。
- (*17) 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。
- (*18) 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- (*19) 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。
- (*20) その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

ご加入に関するご注意

- ①渡航先から保険加入を求められている場合について：渡航先によっては、日本の保険会社で加入された海外旅行保険とは別に、現地の医療保険等への加入が義務付けられている場合がございます。また、補償の範囲や補償の金額（保険金額）に一定の基準を設けていることがあり、弊社の海外旅行保険ではこの基準を満たさない場合がございます。お客様ご自身で基準をご確認いただいたうえで、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。
- ②付保証明書について：被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または弊社までお申し出ください。
- ③被保険者証について：被保険者証が、旅行出発前に届かない場合は、お手数ながらご契約の代理店または弊社へご照会ください。ご照会に際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、被保険者証をお渡りするまでにはお時間がかかる場合がございますので、お早めにお申し込みをお願いいたします。
- ④帰国予定：帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、予めご了承ください。
- ⑤旅行先での運動：次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
 - ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
 - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ⑥旅行先でのお仕事：次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合
- ⑦補償の重複について
 - ・賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(*1)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認の上で、特約等の要否をご確認ください(*2)。
 - (*1) 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
 - (*2) 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。
- ⑧海外における契約内容変更手続きについて：
 - 【延長】
保険期間の延長は満期（終期日）前までに必ずお手続きください。海外滞在中に保険期間の延長等の契約内容変更が必要となった場合は、日本にいらっしゃるご家族、ご友人等に代理人となっただきご契約の代理店または弊社に延長の手続きをお申し出ください。ただし、保険金支払状況・告知内容により、ご契約の延長ができない場合がありますので、予めご了承ください。
※保険期間が2年を超える場合、延長の契約内容変更手続きはできません。

お支払いいただく保険料の算出方法
追加保険料=延長後の保険期間に対応する適用保険料
－現存契約の保険期間に対応する適用保険料

- 【解約】
保険期間中に予定を変更し早めにご帰国する場合はご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

<個人情報の取扱いについて>

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、保険会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

東京海上日動の代理店は、保険会社（東京海上日動）との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、保険会社と直接契約されたものとなります。